

ご提示いただいた資料には、ユネスコ(UNESCO)が直接定めた具体的な数値基準(排水基準など)についての記載はありません。

しかし、資料からはユネスコ世界自然遺産に関連して、芦徳集落が求めている「基準」や「保護の枠組み」について以下のことが読み取れます。

## 1. 世界自然遺産にふさわしい「厳格な保護枠組み」

芦徳集落は世界自然遺産奄美や国立公園内に位置しており、住民はその\*\*世界的な価値に見合った「厳格かつ実効性のある」環境保護の枠組み(環境条例)\*\*の制定を行政に求めています 1-5。現在の保護体制だけでは、生活排水による珊瑚礁生態系の破壊を防ぐには不十分であるという強い危機感に基づいています 1, 2。

## 2. 珊瑚を守るための科学的閾値(しきい値)

ユネスコの基準そのものではありませんが、世界遺産エリアの珊瑚を保全するために、最新の研究(環境研究総合推進費など)に基づき、守るべき\*\*「科学的根拠(境界線)」\*\*として以下の数値が示されています 6, 7。

- 蓄積型リンの濃度(沿岸底質中):
- 望ましい値: **1  $\mu\text{M}$** (マイクロモラー)程度 8-10
- 許容限界値: 少なくとも**3  $\mu\text{M}$** 以下 8-10
- ※この「3  $\mu\text{M}$ 」を超えると、稚サンゴの定着が極端に低下することが判明しています 8-10。
- 陸域からのリン流入負荷量(日平均):
- 現状の目標値: **158.5 g-P/m<sup>3</sup>/day**以下 6, 7, 11, 12

## 3. 環境条例で期待される内容

住民が求めている条例には、以下のような具体的な規制内容が期待されています。

- 排水基準の強化: 家庭や事業所からの排水管理をより厳しくすること 1。
- 化学物質の制限: 海や珊瑚に悪影響を与える成分の使用を控える、あるいは規制すること 1。
- 透明度の維持: 珊瑚の生育に不可欠な「光が届く透明な海」を維持するための指針 1, 2。

結論として、資料内ではユネスコが定めた基準という形ではなく、\*\*「世界自然遺産という国際的な地位にふさわしい、より高いレベルの独自の環境基準(条例)」\*\*を、科学的データ(リンの閾値など)を根拠として制定しようとする動きが記されています 6, 7, 12, 13。